

第5章 医療提供体制の整備

④ 搬送手順・方法

【搬送の手順】

- 1 搬送元医療機関は、大規模災害対策情報システムにて受け入れ可能医療機関を確認する。
- 2 受け入れ可能医療機関の担当医師に電話で搬送を依頼し、受け入れの可否を確認する。
- 3 受け入れ先が決定したら、情報提供書（別添）を記載し、搬送時手渡すか、後日郵送、FAXにより送付する。
- 4 いずれの医療機関も満床の場合は、県立中央病院に連絡を行う。県立中央病院は、受け入れ医療機関の調整、紹介を行う。

【母体搬送の方法】

- 1 搬送元医療機関が、救急自動車を保有する場合は、原則として搬送元の救急自動車により搬送を行う。
- 2 緊急かつ他に手段が確保できない場合は、消防機関に対して救急車による搬送を依頼する。

【新生児搬送の方法】

- 1 受け入れ医療機関が保有する救急自動車に、医師、看護師を同乗させ、搬送する。
- 2 能登北部地域においては、医師が消防防災ヘリコプターによる搬送が必要と判断した場合は、ヘリコプターによる搬送を奥能登広域圏事務組合消防本部（消防署）に依頼する。

※ヘリコプターの運行が可能な場合：日の出から日没、天候良好時
(ただし、点検整備期間を除く。)

・上記の搬送基準は平成30年4月1日現在であり、最新の搬送基準はホームページ上に記載

アドレス <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/support/center.html>